

令和8年度 紀の川市公用車有料広告掲載に関する募集要項

紀の川市では、新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図るため、公用車を活用し、民間企業等の広告を有料で掲載する広告事業を実施するため、下記の通り募集します。

1. 申込資格

次の要件をすべて満たすこと

- (1) 和歌山県内に所在する事業所又は団体
- (2) 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。
- (3) 市外事業者においては国税、市内事業者においては市税の滞納がないこと。
- (4) その他紀の川市広告事業実施要綱、紀の川市広告事業実施基準及び紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準等に記載の応募資格を満たしていること。

2. 広告の掲載対象となる公用車等

- (1) 一般公用車

車種	色	募集台数	平均年間走行距離	年間走行日数
軽貨物・乗用	白	9台	約10,000Km/年	約241日

※車両は主に紀の川市内を走行します

※上記の平均年間走行距離及び年間走行日数は目安であり、保証するものではありません。

※車両は使用时以外、市の公用車管理駐車場に駐車します。

※広告掲載車両の指定はできません。

※掲載決定時に指定した車両が車検、修理等により使用できない場合、一時的に他の車両に掲載していただく場合があります。

※行先等により職務上適当でないと本市が判断したときは、一時的に広告を取り外す場合があります。

- (2) 公用車へ広告を掲載した広告主のうち希望者に対して、紀の川市役所本庁舎1階のデジタルサイネージへ、公用車に掲載する広告と同じ画像を掲載期間中の開庁日に1日最低30分間掲載できます。

3. 募集内容

募集台数9台のうち、1広告主につき最低3台、最大9台まで申し込みでき、申し込みできる単位は3台ずつ（3台、6台、9台）で掲載料は次のとおりとなります。

台数	掲載料
3台	81,000円/期間
6台	162,000円/期間
9台	243,000円/期間

4. 広告の掲載方法等

(公用車)



- (1) 上図のとおり広告の内容を表示したマグネットシートを車体に貼り付けます。
- (2) 掲載位置は後方両ドア側面とし、マグネットシートのサイズは（縦×横）＝30cm×60cm程度、厚さは0.5mm以上、1.0mm以下程度とし、車体から剥がれにくいものとしてください。
- (3) 掲載する広告の中に「有料広告」と表示してください。表示のサイズは（縦×横）4cm×12cm以上としてください。
- (4) 広告の掲載及び撤去作業は、広告主の責任で行い、作成費等は広告主の負担となります。

(紀の川市役所 本庁舎 1階 デジタルサイネージ)



- (1) 上図のとおり紀の川市役所本庁舎1階デジタルサイネージへ公用車に掲載する広告と同じ画像を掲載します。
- (2) 形式：JPEG/JPG/PNG/BMP、サイズ：最大 1,920×1,080pixel（縦×横）、Microsoft Office ファイル：PPT/PPTX で広告画像の中に「有料広告」と表示したものを CD-ROM データで提出してください。
- (3) CD-ROM データ作成にかかる費用は、広告主の負担になります。

5. 広告掲載期間

掲載開始日から令和9年3月31日まで

6. 申込受付

- (1) 申込受付に係る募集期間は、令和8年4月13日～令和8年6月30日とします。
- (2) 募集期間中の開庁日の午前8時45分から午後5時30分までの間に申し込みを受け付け、広告主の決定台数が募集台数に達し次第、締め切ります。

7. 申込方法

公用車広告掲載申込書に記入のうえ、必要書類を添付し、持参により提出してください（郵送受付不可）。申し込みの際は、必ず紀の川市広告事業実施要綱、紀の川市広告事業実施基準及び紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準をご確認ください。

(1) 提出書類

- ① 広告掲載申込書【様式第1号】（1部）
- ② 誓約書（1部）

③事業所の概要が分かる書類（１部）

④住民票の写し又は登記事項証明書

個人：住民票の写し（１部）

法人：現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（１部）

団体：規約、参加企業、店舗等一覧表の写し（１部）

※④の各証明書はいずれもコピー不可で発行後３ヶ月以内のもの

⑤納税証明書（直近年の完納証明書）

市内の方・・・納税（完納）証明書（１部）

市外の方・・・個人事業者 国税の納税証明書その３の２（１部）

法人 国税の納税証明書その３の３（１部）

⑥広告原稿案（公用車・デジタルサイネージ共通）（２部）

A4サイズ用の紙に縮小してカラーで作成してください。また、広告のサイズと原稿端に「有料広告」と表示するサイズも記入してください。

(2) 提出先

紀の川市役所 本庁舎３階 契約管財課

8. 広告主の決定方法、結果通知等

申し込みを受理した後、先着順に審査を行い、広告内容が適切であると認められる方を広告主に決定します。結果については、書面により申込者に通知します。

9. 広告掲載料の納付方法

当市発行の納付書により、指定する期日までに納付してください。

10. 広告物の修復

天災その他の不可抗力による広告物の毀損、第三者による広告物の毀損、盗難滅失等については、市はその責を負いません。この場合において、広告主は再度、広告を作成し、掲載できるものとします。ただし、市の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りではありません。

広告物の経年劣化による損傷、はがれ等については、広告主の負担により修復するものとします。

広告掲載中に何らかの支障が生じたときは、市と広告主が協議のうえ、解決するものとします。

1 1. 実施工程

①広告希望者の募集	募集期間終了または掲載可能台数が無くなり次第、締め切り
②広告内容の審査	広告内容が適切であるかどうかを審査し、掲載の可否を決定します。
③広告主の決定、契約書の締結	決定通知書及び契約書2部（押印依頼）を送付します。
④掲載料の納付	市が指定する期日までに納付
⑤広告の作成	作成に係る費用はすべて広告主が負担
⑥広告の提出	公用車用マグネットシート、デジタルサイネージ用 CD-ROM の提出（広告掲載期間の開始日の1週間前までに提出）
⑦広告の設置	広告掲載車両にマグネットシートを掲載する際に立ち合い（デジタルサイネージの投影イメージの確認）
⑧広告掲載開始	広告掲載車走行開始、デジタルサイネージ広告投影開始

1 2. お問い合わせ先

紀の川市役所 本庁3階 契約管財課
〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地
電話：0736-77-2511 FAX：0736-77-4910